

福島県後期高齢者医療広域連合公告第6号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第21条の規定による、女性の職業生活における活躍に関する情報は、次のとおりである。

令和4年8月8日

福島県後期高齢者医療広域連合長 木 幡 浩



		令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
管理的地位にある女性割合		0%	0%	0%	0%
職員に占める 女性割合	(職員)	26%	30%	22%	22%
	(任期付職員)	50%	33%	0%	0%
	(会計年度任用職員)	100%	100%	100%	100%
	(派遣労働者)	100%	100%	100%	100%
超過勤務の状況（月平均）		9.4時間	9.5時間	8.1時間	8.1時間
（内女性の平均）		7.3時間	10時間	4.4時間	5.6時間
年次有給休暇の取得状況（年平均）		12.1日	11.8日	8.1日	9.8日
（内女性の平均）		10.5日	8.2日	8.7日	8.9日